

中山間地域で飼料作物を生産しませんか！



～国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策～

【本事業は中山間地域で行う飼料増産活動を支援する事業です】

事業内容・補助率

飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）

- 地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を助成します。



飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限10a当たり25千円））

- 以下のような地域に必要な飼料増産活動に係る経費を助成します。

飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）

- 飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を助成します。



支援対象となる活動事例	補助対象経費
耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組	植生調査費、施工費、除草剤費、土壌改良資材費、肥料費、種子費など
農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培	農機具（コーンplanter等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など
試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールバールサイレージの生産	農機具（ロールバラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等
地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧	電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アブトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など
飼料畑に獣害防止柵を設置する取組	獣害防止柵の設置費
上記活動に必要な農業用機械の購入	<補助対象機器> ブロードキャスター、コーンplanter、フォーレージハーベスター、ロールバラー、ラッピングマシンなど



それぞれの事業の
要綱・要領は
こちらからご覧ください。



支援対象者（事業実施主体）

農業者3者以上からなる農業者集団（※）、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など ※代表者の定めがあり、組織運営に係る規約を有すること。

主な要件

- 活動が地域振興5法等の指定地域の農地等で実施されること。
- 各事業実施主体当たりの活動を行う農地等の合計面積が1ha以上10ha未満であること。
- 活動を行う農地等が傾斜地※又は30a未満の小区分地を含むこと。

※田で1/100以上、田以外で8度以上

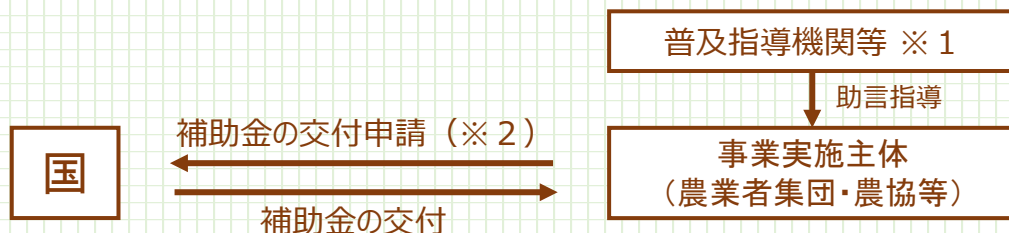


試験場などが推奨する新しい栽培方法や新品種の導入についても支援対象となります。

他事業との重複

生産する飼料作物が水田活用の直接支払交付金の交付を受けている場合は支援対象なりません。また、他の補助事業による助成を受ける費用についても支援対象なりません。

事業の流れ



※1 都道府県試験場・農業普及指導センター、(国研) 農研機構、(独) 家畜改良センター及び地方農政局長等が認める者
※2 申請先は地方農政局等

問合せ先

<メール送信時には★を@に置き換えてください>

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省飼料課にお問い合わせください。

農林水産省畜産局 飼料課	03-6744-2399 <jikyu-kobo★maff.go.jp>	東海農政局畜産課	052-223-4625 <tokai_chikusan_info★maff.go.jp>
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656 <rakuchiku_hn★maff.go.jp>	近畿農政局畜産課	075-414-9022 <kinki_chikusan_siryo★maff.go.jp>
東北農政局畜産課	022-221-6198 <tohoku_chikusan_info★maff.go.jp>	中国四国農政局 畜産課	086-224-4511 <tikusan_ka.chushi★maff.go.jp>
関東農政局畜産課	048-740-0027 <tikusan_kanto★maff.go.jp>	九州農政局畜産課	096-300-6286 <kyusyu_chikusan★maff.go.jp>
北陸農政局畜産課	076-263-2161 <tikusan_hokuriku★maff.go.jp>	沖縄総合事務局 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653 <Okinawa.chikusan.v4f★ogb.ca o.go.jp>